

信用取引における平均単価の導入に伴う制度整備について

平成26年12月24日
株式会社 名古屋証券取引所

I 趣旨

取引参加者が取引報告を行う際に、顧客の「同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額（以下、「平均単価」といいます。）」を「単価」として利用することは、平成15年7月の「証券会社に関する内閣府令」（当時）の一部改正等により、有価証券の売買（信用取引等を除く。）に関して、顧客が特定投資家である場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合¹など、一定の条件のもと可能となっています。現に当該取扱いによる平均単価による取引が実務として定着しているところです。

当取引所では、今般、信用取引における平均単価の利用ニーズが顕在化してきたことを踏まえ²、市場利用者の利便性の向上を目的として、信用取引において同様の取扱いが可能となるよう³、所要の改正を行います。

II 概要

項目	内容	備考
1. 信用取引に関する通知書への平均単価の利用等	<ul style="list-style-type: none">取引参加者が、未決済勘定がある顧客に対して毎月送付する信用取引に関する通知書について、法令に基づき取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段に平均単価を用いることができます。顧客が特定投資家などである場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合には、信用取引に関する通知書の送付を要しないものとします。	<ul style="list-style-type: none">信用取引に関する通知書には、現行、個別単価を記載することが求められています。

III 実施時期（予定）

平成27年3月末までの当取引所が別途定める日から実施します。

以上

¹ 「証券会社に関する内閣府令」の公布当時は「適格機関投資家又はそれに相当する外国の法人等」と規定されています。

² 平均単価の利用や標準的な事務処理の方法等について、日本証券業協会平均単価検討会において議論されています。

³ 平均単価の利用が可能な顧客の範囲については、適格機関投資家、上場会社などの特定投資家などが対象となります。